

## 宇都宮市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、宇都宮市（以下「本市」という。）とする。

2 適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者に委託することができるものとし（以下「受託者」という。）、事業者登録にあたっては別に定めるものとする。

### (事業の内容)

第3条 本事業の内容は、訪問支援員（以下「支援員」という。）を対象世帯の居宅に派遣し、次の支援を行う。但し、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児支援（育児のサポート、保育所等の送迎、児童の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

### (対象世帯)

第4条 対象世帯は、本市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要な次に掲げるような状態にある世帯とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯

- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等，保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊婦等，出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他，市長が本事業による支援を必要と認める世帯（ヤングケアラー等を含む）

（利用申請）

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は，別に定める様式（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（利用決定等）

第6条 市長は，前条に規定する申請書を受理したときは，必要な調査等を行った上，本事業の利用可否及び内容を決定し，別に定める様式（様式第2号）により，前条の申請者に通知するものとする。

- 2 市長は，前項の規定に基づき利用を決定した場合は，別に定める様式（様式第3号）により受託者に依頼するものとする。
- 3 市長は，第1項の規定にかかわらず，対象世帯と認められ，緊急を要する場合にあっては，前条の申請手続を経ずに第1項の利用決定をすることができる。この場合において，本事業を利用した対象世帯の者は，本事業を利用した後に前条に定める様式（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（利用内容等の変更）

第7条 前条において利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は，利用内容等の変更を希望するときは別に定める様式（様式第4号）により変更申請を行わなければならない。

- 2 市長は，前項の届出を受理したとき又は支援員の報告等から利用内容の変更が必要と判断したときは，別に定める様式（様式第5号）により利用者に通知する。
- 3 市長は，前項により利用内容の変更が必要と決定したときは，別に定める様

式（様式第6号）により受託者に通知するものとする。

（利用辞退）

第8条 利用者は自己の理由により本事業の利用を辞退しようとするときは、別に定める様式（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（利用取り消し又は一時停止）

第9条 市長は、対象世帯が第4条に定める要件に該当しなくなったとき又は市長が事業の利用が不相当と認めるときは当該利用を取り消し又は一時停止することができる。

（利用終了等）

第10条 市長は、対象世帯が次に掲げる各号に該当するときは、支援の利用を終了するものとし、別に定める様式（様式第8号）により通知する。

- (1) 前条の規定により取り消し又は一時停止を行ったとき
- (2) 支援員の報告等から対象世帯の養育環境が改善したと判断したとき
- (3) 第8条の規定による届出があったとき

2 市長は、前項により支援の利用を終了するとき、別に定める様式（様式第9号）により受託者に通知するものとする。

（利用時間及び期間等）

第11条 本事業を利用できる時間は、12月29日から1月3日までの日を除く午前9時から午後6時までとし、1回当たり2時間まで、1週間当たり2回までとする。但し、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

2 利用期間は、市のサポートプランに基づき、3か月を基本とする。必要に応じて、利用期間を延長することができる。

（利用者負担額）

第12条 本事業の利用者負担額は次のとおりとする。

世帯区分	利用者負担額	
	訪問支援費 (1時間当たり)	交通費 (1回当たり)
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割課税額77,101円未満	600円	530円
その他の世帯(一般課税世帯)	1,500円	930円

2 利用者から支援開始時刻までに連絡がなく、支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や利用者世帯からの応答がない場合は、本事業を1時間利用したものとみなす。

(利用者負担額の支払い)

第13条 本事業を利用した者は、第12条第1項または第2項の基準により利用額を負担するものとする。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。